

秘密情報取扱に関する覚書

東邦電気工業株式会社（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）とは、甲が乙に発注する業務に関し、開示及び提供する一切の情報等の取扱について以下に記載の事項に合意し、本覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、甲が乙に発注する業務（以下「本件業務」という）において、開示及び提供する秘密情報の取扱について定めるものとする。

(秘密情報の範囲)

第2条 本件業務における「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に開示し、かつ開示の際に秘密である旨を明示した技術上または営業上の情報、個人情報、本件業務の存在及び内容その他一切の情報をいう。ただし、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。

- (1) 開示を受けたときに既に保有していた情報
- (2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- (4) 開示を受けた時に既に公知であった情報
- (5) 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

2. 本件業務における「個人情報」とはその目的を達するために必要とする甲又は乙より開示された一切の情報のうち、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報のことをいう。

(秘密情報の取扱い)

第3条 甲又は乙は、相手方から開示を受けた秘密情報及び秘密情報を含む電磁的記録媒体若しくは物件（複写物及び複製物を含む。「以下秘密情報等」という。）の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 情報取扱管理者を定め、相手方から開示された秘密情報等を、善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管、管理をする。
- (2) 秘密情報等は、本取引の目的以外には使用しないものとする。
- (3) 秘密情報等を複製する場合には、本取引の目的の範囲内に行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をする。
- (4) 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、またその恐れがある事を知った場合は、すみやかに相手方にこれを報告し、適切な措置を講ずるものとする。
- (5) 甲又は乙は、相手方に対し事前に通知をすることにより、相手方の秘密情報等の取扱状況につき監査を行うことができる。

2. 甲又は乙は、秘密情報等を第三者に開示する場合には、書面により相手方の事前承諾を得なければならない。

この場合、甲又は乙は、当該第三者との間で本覚書と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとする。

3. 甲又は乙は、法令に基づき秘密情報等の開示が義務付けられた場合には、事前に相手方に通知し、開示につき可能な限り相手方の指示に従うものとする。

4. 甲は乙より取得した個人情報について、乙からの「個人情報の取得及び利用に係る同意書（甲指定様式）」の提出を

もって、その目的を達する為に必要とする個人情報の利用について同意を得るものとする。

(秘密情報の返還及び破棄の義務)

第4条 甲又は乙は、本件業務に基づき開示及び提供を受けた秘密情報等を含む電磁的媒体ならびにその複製物について、本件業務の終了または相手方の請求がある場合には、直ちに返還又は相手方の承諾による方法で破棄するものとする。

(損害賠償等)

第5条 甲若しくは乙、甲若しくは乙の従業員若しくは元従業員又は第3条第2項の第三者が相手方の秘密情報等を開示するなど本覚書の条項に違反した場合には、甲又は乙は、相手方が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 甲又は乙は、自らの責めに帰すべき事由により、秘密情報等の漏洩等の事故が発生し、相手方が第三者から損害賠償の請求を受け、又は第三者間での紛争が発生した場合、自己の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合、相手方が損害を被ったときは、甲又は乙は相手方に対して当該損害を賠償しなければならない。

(秘密情報取扱に関する教育)

第6条 甲又は乙が本件業務を遂行するにあたり、本件業務に従事する社員（甲又は乙の従業員のほか、乙が本件業務を第三者に再委託した場合の第三者の従業員を含む。以下「対象従業員」という）が甲又は乙の秘密情報に触れ得る立場にある事に鑑み、甲並びに乙は秘密情報保護を目的とした適切な教育を本件業務遂行以前に自らが使役する対象従業員に施すものとする。また、甲が指定する研修および教育について、乙は必要に応じ参加するものとする。

(有効期限)

第7条 本覚書は、令和 年 月 日から1年間有効とする。但し、甲又は乙が期間満了の1ヶ月前までに相手方に対し書面による本覚書を終了させる旨の通知を行わなかった場合には、本覚書は1年延長されるものとし、以後も同様とする。尚、本件業務終了後も本覚書に基づく秘密保持義務は存続するものとする。

(協議事項)

第8条 甲及び乙は、本覚書に定めのない事項が生じたとき、又は本件業務の条項の解釈について疑義が生じたときは、相互に協議のうえ誠意をもって解決にあたるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙